

2019 年 6 月 24 日 総務部長、総務課長、吉中さんとの懇談会

(石川先生から組合員へのメール)

大学組合のみなさんへ

組合委員長の石川です。

6 月 28 日（金）昼休みに、L 28 で組合総会を行ないます。例によって短時間での会合となりますので、運営へのご協力よろしくお願いいたします。

総会方針に内容の追加を求めるご要望が 1 件ありました。すでに議案書が印刷の段階に入っていましたので、これには間に合いませんでしたが、総会当日のご発言をお願いしています。総会の場での議論に応じて、方針への反映の有無を判断していきたく思います。

組合掲示板への書き込みは・・・ありませんね。

-----

さて、6 月 24 日（月）5 時から 7 時まで、総務部長室にて「有給休暇の『計画的付与』」にかかわる懇談を行なってきました。

懇談に、総務部から「情報共有をしたい」との求めがあって行なったもので、当日の出席は、井出総務部長、岸本総務課長、吉中総務課員と、組合から石川の他、西野副委員長、木村先生、郡司さん、小坂先生、北川さんと 6 名の執行委員が参加して行なわれました。

内容は、学院が過半数代表との協定を求めて提起している「19 年度有給休暇の『計画的付与』」に関する追加の説明と、実施へ向けたあらためての協力の要請ということでした。

追加説明は、この間の学内の議論にかかわって、以下の 2 点についてでした。

1) 職員の「計画的付与」を提案している 8/19・20 はそもそも「休暇」であり、両日で有給を消化するのは、休暇総数の減少になるという意見について。

―― 8/19・20 はそもそも「労働日」であり、これまでは「夏期特別休暇」（年 13 日）をそこにあてていた。この 2 日に今度は有給休暇をあてるとなれば、「夏期特別休暇」（13 日）は、減らすことなく他の日程で利用してもらうことになる。休暇総数は減らない。

2) 8/19・20 を有給の一斉付与日とした場合、同日の個々の労働者の都合は考慮されなくなるなどの意見について。

―― 同日にどうしても出勤せねばならないなどの事情がある個人に対しては、個別に他の日に有給をとってもらおうという対応を含む協定としたい。そういう内容の協定で特に問題がないことは労基署にも確認してある。

以上でした。

その次の「計画的付与」実施にむけての協力の要請については、要請内容をうかがった上で、互いが意見をかわす文字通りの「懇談」の時間となりました。

様々な意見が出ましたが、組合側から出された意見はおおよそ次のようだったかと思います（議事録は別に詳細なものを用意しています）。

1)「労働者に年5日以上の有給を取得させることが使用者の義務になった」(取得しない労働者1人につき30万円の罰金を使用者が支払う)ということだが、そうであれば、まず大学職員については「年間5日以上取得してください」と勧奨し(現状でおよそ6割が5日以上を取得に達していない)、労働者個々人の希望にもとづいて部署ごとにこれを具体化するのが筋道ではないか。「有給を消化しましょう」と呼びかけを飛び越して、いきなり「計画的付与」という形で「管理」するのは筋が悪い。そもそも有給休暇は労働者自身の都合にもどつて取得できるというのが本来の趣旨であり、その趣旨を行かしながら法の求めに応じる策を検討すべきだと思う。

2) 大学教員については非常に難しい。就業規則によって有給が保障されているが、実態としては有給取得の習慣はない(たとえば石川は本学に赴任して24年になるが自覚的に有給を「申請」したことは1度もない)。「計画的付与」は学生の夏休み中の5日間を指定するもので、実際の労働条件に変更がないことは了解できる(個別への対応は必要になるだろうが)。ただし、これを正式に「協定」すれば、それは労働者側の有給取得の権利をあらためて確認することになり、では年20日あるいは40日の有給のうち残りの15日あるいは35日の権利行使をどうするかという問題が自動的に浮上してくることになる。教員が自由に有給を取得しはじめれば、半期15コマの授業は無理になり、文科省とのあいだに新しい問題をかかえることになるだろうし、入試担当他様々な業務に支障が出てくることにもなる。有給の規定と取得の慣行との間の乖離をどう処理するか、あるいは解決するかという大問題が根底にある。それは簡単に答えの出せることではない。他大学も多くがこの法改定にアタマをかかえており、対応策を決めかねている状態だと聞くので、今年度については「学内で検討している」ということで押し通せないものだろうか・・・。

といったところだったかと思います。

そもそもが「懇談・情報共有」の場ということでしたので、何かの「合意」をつくったわけではありません。お互いに了解しあえるいわば「落とし所」を探って議論してみたということです。

ただし、総務部からは、時間をかけて準備してきたであり総務の仕事としての筋道もあるので、新たに決定した19年度の過半数代表に、前年度と同様「計画的付与」の実施に関する「協定」を求めることが表明されました。

また「協定」が万が一不調に終わった場合には、すぐに次の手を考える必要があるので、過半数代表には来週早々の「回答」を求めるとのことでもありました。

おおよそ、以上で時間切れとなりました。

以上、ご報告です。ご質問等あれば、お寄せください。よろしくお願いいたします。